

国際教養大学サポーターズクラブ会則

(名称)

第1条 本会は、国際教養大学サポーターズクラブ（略称：AIUSC）と称する。

(目的)

第2条 本会は、国際教養大学が建学の目標を達成できるよう、物心両面の応援をするとともに、国際教養大学と地域及び本会会員との交流、連携を促進することにより、共に発展していくことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国際教養大学の運営を支援する事業
- (2) 国際教養大学の学生・留学生の生活・活動を支援する事業
- (3) 国際教養大学の地域貢献活動及び広報広聴活動を支援する事業
- (4) 国際教養大学と地域及び本会会員との交流、連携を促進する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する団体、法人、個人（以下「会員」という。）をもって組織する。

(会員種別)

第5条 本会の会員は以下の通りとする。

- (1) 法人会員
- (2) 個人会員

(入会)

第6条 入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

(会費)

第7条 会員は以下に定める年会費を一口以上納入しなければならない。

- (1) 法人会員 10,000円（1口）
- (2) 個人会員 3,000円（1口）

2 会費は毎年8月末日までに納入するものとする。

(会員資格)

第8条 入会申込書を提出し、年会費を納入した者が会員としての資格を有する者とする。

2 会員資格の有効期間は、会員資格を満たした日から一年間とする。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより任意に退会することができる

2 会員が次のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会員期限から一年間会費を納入しないとき

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 監 事 2名

2 役員は、総会において会員の中から選出する。ただし、事務局長は会長が国際教養大学の職員の中から指名する。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指示した順序により会長の職務を代行する。

3 専務理事は、本会の事業を統括する。

4 理事は、本会の事業を行う。

5 事務局長は、本会の事務を統括する。

6 監事は、本会の事業並びに会計を監査する。

(顧問)

第12条 本会に会長が委嘱する顧問を置くことができる。

2 顧問は、重要な会務の諮問、相談に応じる。

(会議)

第13条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第14条 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長又は会長の指名する者が議長となる。

2 総会は、本会の会員をもって構成し、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 本会の事業に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員選出に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。

3 総会は、会員の過半数が出席した場合に成立する。なお、委任状による出席を認める。

4 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(役員会)

第 15 条 役員会は、会長、副会長、専務理事、理事、事務局長をもって構成し、必要に応じて会長が召集し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会から付託された事項に関する事。
- (2) 緊急事項に関する事。
- (3) 専門委員会の設置及び付託事項に関する事。
- (4) その他本会の運営に必要な事項に関する事。

(専門委員会)

第 16 条 本会に必要な応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長が委嘱した会員及び関係者をもって構成する。

(事務局)

第 17 条 本会の事務局は、国際教養大学内に置く。

(会計及び会計年度)

第 18 条 本会の経費は、年会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 年会費の額は、総会の審議を経て定める。

3 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(委任)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、役員会に諮り会長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規約は、平成 16 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

1 設立初年度(平成 16 年度)の会計年度については、第 13 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 22 日から平成 16 年 12 月 31 日までとする。

(経過措置)

1 平成 18 年度の会計年度については、第 13 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 18 年 1 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

(施行日)

1 この規約は、平成 20 年 5 月 20 日から施行する。

1 この規約は、2019 年 7 月 1 日から施行する。

入会申込書（個人用）

国際教養大学サポーターズクラブの活動主旨に賛同し、入会を申請致します。

入会申込年月日	年 月 日
---------	-------

個人	
氏名	ふりがな
住所	
電話	
FAX	
E-mail	

送付先: 国際教養大学 事務局 研究・地域連携支援課

FAX: 018-886-5910

E-mail: supporters-club@gl.aiu.ac.jp

入会申込みに関する個人情報の利用目的について

1. 当会では、個人情報に関する法令、その他規範を遵守し、個人情報を適切に管理します。
2. ご入会に際し提供いただく個人情報は、当会会務のための事務作業、各種情報提供、会員名簿への記載などの目的で利用します。
3. 当会では、法令に定める場合を除き、あらかじめ情報主体の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。

入会申込書（法人用）

国際教養大学サポーターズクラブの活動主旨に賛同し、入会を申請致します。

入会申込年月日	年 月 日		
団体・組織			
名称	ふりがな		
住所			
電話			
webサイト（URL）			
代表者	氏名	ふりがな	役職
担当者			
氏名	ふりがな		
所属		役職	
住所			
電話			
FAX			
E-mail			

送付先: 国際教養大学 事務局 研究・地域連携推進課

FAX: 018-886-5910

E-mail: supporters-club@gl.aiu.ac.jp

入会申込みに関する個人情報の利用目的について

1. 当会では、個人情報に関する法令、その他規範を遵守し、個人情報を適切に管理します。
2. ご入会に際し提供いただく個人情報は、当会会務のための事務作業、各種情報提供、会員名簿への記載などの目的で利用します。
3. 当会では、法令に定める場合を除き、あらかじめ情報主体の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。

国際教養大学 サポーターズクラブ
会長 三浦 廣巳 様

退会申込書

国際教養大学サポーターズクラブから退会したく申請致します。

退会申込年月日	年 月 日
団体名または個人名	ふりがな
電話番号	

送付先: 国際教養大学 事務局 研究・地域連携推進課

FAX: 018-886-5910

E-mail: supporters-club@gl.aiu.ac.jp